

令和6年12月13日 総務文教委員会 議事録
11時35分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 小田上 尚典

副委員長 中川 智之

委員 中野 友博、小出 哲義、西村 一啓、山崎 年一、寺岡 公章

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○小田上委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○小田上委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので御協力をお願いします。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第75号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第3、議案第77号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの3件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明がある旨聞いております。座って説明していただいても構いませんので、お願いします。

総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課長の柿本です。それでは、議案第77号について補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第77号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

資料は配付しておりますので、資料に沿って説明をさせていただければと思います。

まず、1、今回の条例改正の主旨ですが、提案理由の説明でもありましたように、国家公務員の給与改定に伴い、本市の一般職員及び会計年度任用職員の給与改定を行おうとす

るものでございます。

続きまして、2、今年度の人事院勧告の概要について説明をさせていただきます。

先に人事院について簡単に説明いたしますと、人事院は国家公務員の人事管理を担当する中立的な第三者専門機関で、公務員の労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の給与等の勤務条件の改定などについて国会及び内閣に勧告する、あるいは広く人事制度の調査・研究を行い、時代の要請に応える人事施策を展開するといった役割を担っております。

それでは、人事院勧告の手順についてでございます。点線の枠囲みのところの給与勧告の手順を御覧ください。

人事院では、毎年国家公務員の給与水準を決定するため、常勤の国家公務員と常勤の民間従業員の4月分の月例給与や諸手当などについて調査する民間給与実態調査というものを行っております。この調査によって、主な給与決定要素である役職段階・勤務地域・学歴・年齢を同じくする者同士の4月分の給与を対比した上で、国家公務員の人員構成にそろえて比較をするという方法を用いて、いわゆる給与の官民格差を把握し、これを埋めることを基本に勧告を行っております。

なお、※1にありますように、人事院が行う民間給与実態調査では、民間企業のうち公務員と同様に部長・課長・係長などの役職段階を有しており、公務員と同種・同等の者同士による給与比較が可能となることなどから、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を調査しており、今回は調査の基礎となる母集団の事業所約5万8,400事業所のうち、約1万1,700事業所を対象として調査が行われております。

次に、民間のボーナスに当たる特別給については、直近1年間の期間として、前年の8月から当年の7月までの期間の民間の支給実績を調査し、把握した上で民間の年間支給割合を求め、この支給割合に国家公務員の特別給である期末・勤勉手当の年間の支給月数を合わせることを基本に勧告を行っております。

それでは、今回の人事院勧告のうち(1)月例給についてですが、民間給与実態調査で得られた本年の民間給与との較差である1万1,183円、率にすると2.76%、これを解消するために国家公務員の給料表について平均3%の引き上げ改定を令和6年4月1日に遡及して実施するというようにしております。

この平均改定率3%の内訳ですが、資料に表がありますけれども、国家公務員の給料表1級から10級までの表があります。これが給料表の級ごとの改定率を示しております。

給料表1級の平均改定率が11.1%、2級が7.6%、3級が3.1%、4級が1.3%、5級から7級までが1.2%、8級から10級までが1.1%です。

表の下の括弧書きにありますように、大竹市では一般職の職員については、給料表の7級までを本市の条例に規定をしていますので、8級から10級というのはありません。また、会計年度任用職員については、給料表の3級までを条例に規定しております。

次に、(2)の特別給、期末・勤勉手当ということですが、期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.05月分均等に引き上げ、年間の支給月数を4.5月分から4.6月分に0.1月分引き上げる改定を行い、令和6年12月1日に遡及して実施をするということにし

ています。詳細につきましては、資料にある表のとおりになります。

まず、常勤一般職員の支給率については、水色で示された計の部分で説明をしますけれども、6月期は既に支給済みであり、12月期について、現行期末手当と勤勉手当をあわせて2.25月分であるところ、0.1月分引き上げて2.35月分とし、合計の欄にあるように、年間の支給月数を現行4.5月分であるところ4.6月分とします。

同じ表の下側の部分に令和7年度がありますけれども、こちらにつきましては、6月期と12月期を同じ支給月数となるように均等に2.3月分とし、合計を4.6月分としています。

続いて、資料の2ページに移ります。こちらの表が再任用職員の特別給の改定についてということになります。同じように、今度は薄い緑色で示された計の部分をご覧ください。

12月期については、現行期末手当と勤勉手当を合わせて1.175月分であるところ、0.05月分引き上げて1.225月分とし、合計の欄にあるように、年間の支給月数を現行2.35月分であるところ2.4月分とします。

表の下側の部分が令和7年度ですが、こちらは6月期と12月期を同じ支給月数となるように均等に1.2月分とし、合計2.4月分としております。

次に、(3)の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備についてです。これは令和7年4月1日から対応すべきというふうにされております。

人事院の勧告と併せて行われた公務員人事管理に関する報告では、国家公務員が直面する課題として、人材確保が危機的な状況にあるというふうに指摘をされております。その要因といたしましては、勤務環境や給与面での魅力の低下、あるいは働き方やキャリア形成に対する若年層の意識の変化など、そういったものを挙げており、具体的には、必ずしもやりがいと結びつかない長時間労働の常態化、人材獲得で競合する業種や規模の民間企業との比較で競争力があるとは言えない給与、また、将来的な転職も視野に仕事での成長を重視するといった若年層のキャリア意識の変化、そういったものがあるということでございます。

国家公務員の人材確保の状況を改善させるための抜本的な施策としまして、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③ウェルビーイング（全てが満たされた状態で継続性のある幸福）そういったものの実現に向けた環境整備が挙げられております。

これらの施策については、今後様々な方法で取り組む必要があるというふうにされておりますけれども、今回は特に処遇面での取り組みが不可欠であるというふうにされ、次の6つの観点で給与制度を整備することとされております。

6つの観点と、それぞれに対応する給与制度の主な整備内容について資料の表に示していますので順に説明いたしますと、まず、観点1、若年層の採用等における、より競争力のある給与水準の設定です。

今後も民間水準の上昇が見込まれることを考慮し、給与面での競争力をさらに高めることができるよう、初任給をはじめとする若年層の給与水準を引き上げます。これはさきに2の(1)で説明しましたが、今年度の月例給の改定において、令和6年4月に遡って先行して実施をされるものです。

次に、観点2、職務や職責をより重視した給料体系等の整備です。近年民間企業においては、職務や職責に応じた処遇を重視する方向への変化が見られることを踏まえ、公務においても同様の給与体系とすることとし、給料水準や昇格メリットの設定を見直すといったものです。具体的には、国における係長級から本府省課室長級までの給料表の最低水準を引き上げるといふもので、給料表の各級の初号給を引き上げるといったものです。

本市におきましては、この表の(2)にありますけれども、給料表の3級、副主任級から7級、部長級までの級が該当します。この措置は、給料表のうち該当する級の初号給付金の号数を減らすといふもので、改正によって直ちに個々の職員の給料額が増加するといふものではございません。

次に、観点3、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定です。勤務成績に応じて支給される勤勉手当において、特に高い業績を上げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、成績区分、特に優秀と評価された場合の成績率の上限を引き上げるといふものです。

次に、観点4、地域における民間給与水準の反映です。地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与に反映させるため、地域手当が設けられています。地域手当とは、首都圏や都市部などの物価の高い地域に勤務する職員に対し、地域ごとに生じる支出の差を埋めるために支給される手当になります。この地域手当について、支給地域の単位を現在の市町村単位から都道府県単位に広域化するとともに、級地区分を簡素化します。

この級地区分とは、支給地域を現在1級地から7級地まで、支給割合が20%から3%まで7段階ある区分を、1級地から5級地まで、支給区分は20%から4%まで、5段階に見直すといふものです。この見直しにより広島県は5級地に該当することとなり、大竹市も支給地域の対象となります。

次に、観点5、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応です。近年、人材確保が困難になるとともに、ワークスタイルやライフスタイルが多様化する中で、転居が困難な様々な事情を有する職員への対応が必要になる。そういった一方で、交通網の発達により通勤可能となる範囲が拡大しているという状況などから、働く上で転居以外の選択をいかに可能とするのか、そういったことが人材確保や多様なワーク・ライフスタイルの面からも重要というふうにされております。そのため、公共交通機関を使用する職員への通勤手当の限度額の引き上げや再任用職員に対して住居手当を支給できるようにするといった措置を行おうとするものです。

次に、観点6、その他環境の変化への対応です。家族のあり方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても官民の状況の変化を踏まえたものとする必要があり、こうした観点から扶養手当を見直すものです。

具体的には、民間企業における配偶者手当の減少、公務員の配偶者に係る扶養手当の支給割合の低下及び国全体としての少子化対策の推進などを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子供に係る扶養手当の額を引き上げます。

以上が、今年度の人事院勧告の概要となります。

それでは、3ページに移ります。3、国家公務員の給与改定に関する取扱いについてで

ございます。

令和6年11月29日に国において閣議が開催され、国家公務員の給与改定については人事院勧告どおり改定するとともに、その他の給与制度の整備についても勧告どおり行うことが決定されました。地方公務員については、例年、閣議決定及び地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう国から要請をされているところです。

地方公務員の趣旨とは、※3に示していますように地方公務員法第24条第2項に規定されていますが、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないというものです。

本市においては、この規定に基づき基本的には国家公務員の給与改定に準じるとともに、他の地方公共団体の改定状況などを考慮しつつ、方針を決定をしております。

現在の給与法の国会の審議状況ですけれども、昨日衆議院を通過をしまして、引き続き参議院で審議されるといった状況になっております。

それでは、続きまして、4、本市の対応についてです。

まず、(1)月例給及び特別給についてです。

さきに説明しました人事院勧告の内容のうち、1ページ目で説明をしました2の(1)月例給と(2)特別給への対応について、今回の12月市議会へ、本日、改正給与条例案を提案し、審議をお願いしているものです。

①月例給の改定ですが、国家公務員の改定に準じて、常勤一般職員、暫定再任用職員及び市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、令和6年4月1日に遡及して引き上げ改定をしようとするものです。

ここで、※4暫定再任用職員について説明をいたします。

定年延長制度の開始により定年前に退職し再任用を選択した職員を、定年前再任用短時間勤務職員というふうに言いますが、定年延長制度の開始前に旧制度によって再任用されていた職員は、暫定再任用職員として任用されています。本市では、現在、定年前再任用短時間勤務職員は存在をしておらず、短時間勤務の暫定再任用職員のみ存在をしています。今後、定年前に退職して再任用を選択する職員がいた場合には、定年前再任用短時間勤務職員として任用されるということになります。

次に、※5市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について説明をします。

週の勤務時間が20時間以上の職員については基本的に市町村職員共済組合に加入することになり、フルタイムとパートタイム合わせて、現在199人が在籍をしております。勤務日数で言えば週2日半程度以上勤務する職員ということになるかと思えます。職員共済組合に加入する職員については同様の取扱いをするということとし、遡及改定をしようとするものです。

なお、職員共済組合未加入の会計年度任用職員については、現在52人が在籍しており、令和7年1月1日から改定をしようとするものでございます。

次に、②特別給(期末・勤勉手当)ですが、国家公務員の改定に準じて、月例給の改定対象職員である常勤一般職員、暫定再任用職員及び市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、令和6年12月1日に遡及して引き上げ改定をしようとするもの

です。

次に、参考としまして、給与総額での影響額について説明をいたします。

資料の表にありますように、一般会計及び特別会計の常勤一般職員283人分と暫定再任用職員2人分合わせて、給料分が約3,200万円、期末・勤勉手当分が約2,300万円で合計約5,500万円となり、会計年度任用職員はフルタイム職員の給料分とパートタイム職員の報酬分を合わせて約4,000万円、期末・勤勉手当分が約1,600万円で合計約5,600万円となり、総合計で約1億1,100万円となります。

4ページに移ります。次に、職員1人当たりの年間給与の増加額についてです。

常勤一般職員については、給料分が約11万円、期末・勤勉手当分が約9万円で合計約20万円、フルタイムの会計年度任用職員については、給料分が約25万円、期末・勤勉手当分が約11万5,000円で合計約36万5,000円、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬分が約16万5,000円、期末・勤勉手当分が約7万5,000円で合計24万円ということになります。

なお、※6にありますように、会計年度任用職員は給料表1級を適用するものがほとんどです。さきに説明をしました1ページ目の2の(1)の表に給料表の平均改定率が書いてあったかと思いますが、級ごとの平均改定率からも分かりますように、1級の改定率は11.1%ということですので、1級以外の級よりも高いということで、1人当たり、平均の額で見た場合、常勤一般職員よりも会計年度任用職員のほうが高い額ということになっております。

次に、(2)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備についてです。

さきに説明しました人事院勧告の内容のうち、2ページ目の2の(3)のところになりますが、これにつきましては令和7年度からの対応となりますので、本市の実情に沿って検討し、条例改正が必要な案件については、次回の令和7年3月市議会への改正給与条例案を提出したいというふうに考えております。

本市の具体的な対応につきましては、来年度当初予算と併せて3月市議会において御審議いただきたいと考えております。

以上で、大変長くなりましたが、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○小田上委員長 ありがとうございます。

それでは、本3件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、本件に対する討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本 3 件を一括採決いたします。

日程第 1、議案第 75 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第 3、議案第 77 号一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでを原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第 4、議案第 80 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 7、議案第 83 号令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

本 4 件を一括審査いたします。

本 4 件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。補足説明がない旨を伺っておりますので、質疑に入りたいと思います。

本 4 件に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本 4 件を一括採決いたします。

日程第 4、議案第 80 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 7、議案第 83 号令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までを原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本 4 件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

12時01分 閉会